

- (4) 「A.経験・技能のある介護職員」に対し、加算を取得している事業所の数に応じて、月額8万円以上、または年収440万円以上の職員の設定が必要となりますが、月額8万以上または年収440万円以上の職員を設定しましたか。
- 加算を算定している事業所の数に応じて設定した ※既に440万円以上の職員がいた場合も含む
- 加算を算定している事業所の数未満の設定をした
- まったく設定していない
- ※「加算を算定している事業所の数未満の設定をした」、「まったく設定していない」を回答された方は、続けて(5)を回答ください。
- (5) 設定できない理由として、該当するものすべてに✓を入れてください
- 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため
- 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため
- 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にあるものに求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため
- その他 ()
- (6) 特定加算の賃金改善額の配分比率について教えてください。
- 従来通り 2 : 1 : 0.5 を基本としている
- 独自の配分比率としている 比率 A () : B () : C ()
- (7) 特定加算について、難しいと思う点や、苦勞されている点について、該当する理由全てに✓を入れてください。
- 介護福祉士の配置等要件 職場環境等要件
- 見える化要件 「経験・技能のある介護職員」の基準の設定
- 月額8万円以上、または年収440万円以上の職員の設定
- 各グループの賃金配分方法の決定 加算対象外の事業所との賃金バランスの調整
- 申請に係る事務作業が負担 利用者の負担が増加する
- 特定加算の仕組みが良くわからない 法人の方針として特定加算は取得しない
- その他 ()
- (8) 特定加算を取得する予定はありますか。
- 令和5年度中に取得する 令和6年度から取得する
- 取得する予定はない 未定である

問3. 介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等支援加算」という。）についてお尋ねいたします。

- (1) ベースアップ等支援加算の取得状況について教えてください。
- 取得済み 未取得
- ※ベースアップ等支援加算を取得済みの方⇒(2)～(4) / 未取得の方⇒(4)と(5)にご回答ください。
- (2) ベースアップ等支援加算の支給対象としているグループについて、該当するもの全てに✓を入れてください。
- A.経験・技能のある介護職員 B.他の介護職員 C. その他の職員

(3) ベースアップ等要件の賃金改善の方法について、該当するもの全てに✓を入れてください。

- 基本給の増額 決まって毎月支払われる手当を新設した
 既存の毎月支払われる手当を増額した
 その他 ()

(4) ベースアップ等支援加算について、難しいと思う点や、苦勞されている点について、該当する理由全てに✓を入れてください。

- ベースアップ等要件 加算対象外の事業所との賃金バランスの調整
 申請に係る事務作業が負担 利用者の負担が増加する
 ベースアップ等支援加算の仕組みが良くわからない
 法人の方針としてベースアップ等支援加算は取得しない
 その他 ()

(5) ベースアップ等支援加算を取得する予定はありますか。

- 令和5年度中に取得する 令和6年度から取得する
 取得する予定はない 未定である

問4. 処遇改善加算等の支給対象とならない事業所（居宅介護支援事業所、訪問看護など）の職員へ対し、法人の持ち出しによる処遇改善は行っていますか。

※処遇改善加算を未取得の場合は回答不要です。

- 行っている 一部行っている 行っていない 支給対象外の事業所が無い

問5. 介護職員処遇改善加算等についてのご意見・ご質問など自由にご記入ください。

問6. 県では、「青森県介護サービス事業所認証評価制度」を実施しており、当制度に「参加宣言」をすると、人材育成、労務管理等に関するセミナーや個別相談を無料で活用することができます。現在 172 法人が参加宣言し、46 法人は認証を取得していますが、貴法人の制度への参加状況をお知らせください。

- すでに認証を取得している
 すでに宣言をしている → 認証申請予定時期 (年 月頃 ・ 未定)
 これから宣言をする予定である → 参加宣言予定時期 (年 月頃 ・ 未定)
 興味があり、宣言を検討中である。
 参加宣言するつもりはない
 その他 ()

ご協力ありがとうございました。